

尾張名古屋の律令学―稲葉通邦『逸令考』を中心に―

丸山 裕美子

はじめに

近世尾張名古屋において、律令研究が盛んに行われていたことは、利光三津夫「律令研究史（江戸時代）」（『法制史研究』一五、一九六六年、後「江戸期における律令学」として『律令制の研究』所収）等によって、かねて知られているところであろう⁽¹⁾。ただその律令研究の成果は、日本思想大系『律令』（岩波書店、一九七六年、以下『律令』）や、『訳注日本律令』（東京堂出版、一九七八―一九九九年）が公刊されて以降、ほとんど忘れ去られて省みられることがない。しかしながら、江戸時代の律令研究、なかでも尾張名古屋の律令学は、今日においても十分通用するレベルの高さを誇っていることは、医疾令の逸文研究において高塩博氏が指摘した通りである⁽²⁾。

一方、二〇〇六年一〇月には、中国寧波天一閣所蔵の北宋天聖令残巻が、天一閣博物館と中国社会科学院歴史研究所の天聖令整理課題組との共同で校訂して公刊され（『天一閣蔵明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究』、以下『天聖令校證』と略称する）、律令研究は新たな段階に入った⁽³⁾。北宋天聖令には、散逸してしまつた唐令が含まれており、全体の約三分の一とはいえ、日本令のもととなつた唐令がその姿を現したのである。とりわけ、この北宋天聖令残巻には、日本令で散逸してしまつていた倉庫令と医疾令とが含まれており、天聖倉庫令・医疾令から唐倉庫令・医疾令を復原することによって、日本の倉庫令・医疾令の復原もより精度を増すことが確実になつたのである。医疾令に関し

て言えば、条文配列がこれまでの復原案と異なることが、ほぼ明らかになり、また細かい語句についても、訂正が必要であることが確認されている⁽⁴⁾。

『天聖令校證』には中国社会科学院の研究者たちによる唐令復原研究も附されており、優れた成果をあげているのだが、問題点もある。その一つが復原の根拠として、日本の倉庫令・医疾令を参照する場合、国史大系本『令義解』（及びそれによった『律令』）に依拠している点である。国史大系本『令義解』は、江戸時代に塙保己一が編纂した『令義解』いわゆる「赤本令義解」の後刷本を底本としているのであるが、その倉庫令・医疾令部分に関しては、江戸時代の研究者による復原案にすぎないのである。この事実が、考慮されていない⁽⁵⁾。

二〇〇六年一月に中国浙江省寧波市で開催された「紀念范欽誕辰五〇〇周年・天一閣建閣四四〇周年 蔵書文化国際シンポジウム」において、天聖令公刊にちなんで、日中の研究者による検討会が行われ、私はかつて自身が復原に関わった医疾令についてコメントし、程錦氏の「唐医疾令復原研究」は堅実な考証であり、今後の医疾令研究の基礎となる業績であるが、上記の問題があることを指摘した。すなわち日本の国史大系本『令義解』の医疾令条文配列と、天聖令から復原される唐医疾令の条文配列とを比較することには意味がないこと、逆に天聖医疾令から日本の医疾令の本来の条文配列が推定できること、つまり医疾令に関しては国史大系本『令義解』（及び『律令』）の条文配列は誤っている可能性が高いことを指摘したのである。その後の討論で、国史大系本『令義解』の倉庫令・医疾令は復原案に過ぎないという事実が中国側に周知されていないことに気づいた。これは日本史研究者が正しておくべき問題ではないか。

実はこの国史大系本『令義解』の問題点については、石上英一氏が国史大系の「解題」で危惧を示していたところである⁽⁶⁾。すなわち、「国史大系本を初めて利用する者が注意しなければならないことは、国史大系本令義解をもって、それが今日まで伝来した令義解の姿をそのままに写したものであると誤解してしまうことである」。正確に的を射た指摘であり、この認識はもっと共有されなくてはならない。

ところで、国史大系本『令義解』が底本とした「赤本令義解」後刷本の倉庫令・医疾令部分は、実は、尾張藩士稲葉通邦（一七四四—一八〇一）の『逸令考』によっている。このことを明快に指摘したのは、先述した高塩博氏である。塙保己一の影に隠れてしまっているが、稲葉通邦の『逸令考』は尾張名古屋の律令研究のレベルの高さを示す著作といつてよい。しかしながらこの『逸令考』は写本でしか存在せず、未だこれを活字翻刻したものはない。

私は愛知県立大学に赴任して以来、この地で江戸時代に花開いた律令研究のあり方について関心をもって少しずつ調査を進めていたが、この機会に、稲葉通邦とその著書である『逸令考』を紹介して、「尾張名古屋の律令学」研究についての始めの一步としたい。

一 尾張名古屋の律令学—その文化的背景—

稲葉通邦と『逸令考』について述べる前に、まずは近世尾張藩で律令研究が盛んに行われた背景について概略を記しておく。幸い尾張藩の古代史研究については、一九九五年に名古屋市博物館で特別展「尾張名古屋の古代学—江戸時代の名古屋人がみた古代—」が開催され、その展示解説書が刊行されている⁽⁷⁾。榎英一氏の執筆に係るこの解説書は、尾張藩の古代史研究についてのまたとない概説となっている。これを参考にしつつ、『逸令考』を産んだ土壌について、ごく簡略にまとめておこう。

尾張藩の初代藩主徳川義直（一六〇〇—一六五〇）は父家康譲りの学問好きで、とりわけ古代史に造詣が深く、かつ律令制に強い関心をもっていた。座右には『日本書紀』『続日本紀』をはじめとする六国史と『延喜式』『姓氏録』を常に置き、『類聚日本紀』（六国史をつなぎあわせたもので水戸藩の『大日本史』に影響を与えたとされる）一七四卷七〇冊を編纂した。また父家康から譲られた貴重な蔵書「駿河御讓本」を基礎として、元和年間に創設された「御文庫」（現「蓬左文庫」）には、金沢文庫本『続日本紀』（重要文化財）など古代史の第一級の史料が含まれており、質・量とも当代随一の大名文庫として、その後歴代藩主が蒐集・管理をしてきた。義直はまた国宝『古事記』や唐代

の写本を有する「大須文庫」(「真福寺文庫」)の修繕をしたことも知られ、そうした藩主の書籍重視・学問重視の姿勢や、古代史料を多く含む良質の文庫の存在が、尾張藩の学問隆盛をもたらしたことは、夙に指摘されるところである。加えて、生産性の高い土地柄と、江戸と京都の間に位置する利便性なども相俟って、二代藩主光友、三代藩主綱誠の頃には、吉見幸和(一六七三—一七六一)や天野信景(一六六一—一七三三)など、実証を重んじる博覧強記の学者が輩出した。幸和や信景らは「文会」と称する研究会を開催して、中国の古典や日本の有職故実を研究していた。尾張東照宮の神主であった吉見幸和は、『神道五部書』が偽書であることを考証するなど、実証的研究を実践し、多くの門人を育てた。

吉見幸和の実証的学問方法を継承した河村秀穎(秀興、一七一八—一七八三)・秀根(一七二三—一七九二)兄弟は、『書紀集解』三〇巻二〇冊の著者として著名であるが、尾張名古屋の律令研究は、彼らを中心に、一八世紀後半に最盛期を迎えることになる。河村家は、二万余巻の蔵書をもち、明和年間(一七六〇年代)に律令や古典関連の研究会を多く主宰していたことが知られる。国学とも儒学とも異なる考証に徹した法制・古典研究—河村家ではこれを「紀典学」と称していた—は、今日の史学研究にも通じるところがある⁽⁸⁾。

秀穎・秀根と秀根の子益根による律令関係の著作としては、『首書神祇令集解巻第七』や『令義解第八本』があり、『令義解』『令集解』の校訂も精力的に行っていた。河村家の研究会には、『関市令考』を著したことで知られる神村正鄰(一七二八—一七七二)や、「最も律令及び国史を嗜む…其律令に於て頗る発明する所多し」と評された朝倉景員(一七二四—一七六八)らが参加しており、彼らは律令を共同で研究し、令について条文ごとに関連史料を集め、各人の意見を附した『講令備考』(『続々群書類従』収録)を作成した。

『講令備考』は、尾張律令学の集大成ともいえる大著であるが、その成立についてはまだ解明されていないことも多い。そもそも『続々群書類従』の例言(解題)に「文政中、稲葉通邦、河村秀根、石原正明、神村正鄰等の相会して、令義解の史的研究をなしたる時の合著なり」とあるが、この記述には誤りが多い⁽⁹⁾。文政年中(一八一八—一八二九)

には、通邦も秀根も正鄰もすでに没しており、彼らと石原正明（一七六〇—一八二一）とは年代的にズレがあるのである。『律逸』の著者とされる石原正明が、『講令備考』に関わったかどうかは疑問であり、今後の検討が必要だと思ふ。加えて、各地に残る『講令備考』の写本には、著しい精粗があり、この稿本が段階的に成ったことが推測される。現在のところは、寛延（一七四八—）から明和年間に、河村秀穎のもとで、神村正鄰や朝倉景員らが参加した令の研究会における記録が、第一段階の『講令備考』であり、これ以後から彼らの弟子の世代によって、新たな所見が次々追加・増補されていき、さまざまな段階での稿本が各地に残ることになったとする榎英一氏の説に従っておく。そして、この『講令備考』の増補に大きな貢献をなしたのが、神村正鄰の指導を受けた稲葉通邦であった。

二 稲葉通邦の律令研究

稲葉通邦は、延享元年（一七四四）に尾張藩の武術師範であった通経の子として生まれた¹⁰。本姓越智氏、字は君達、通称は喜三郎、後に喜蔵、宝暦一〇年（一七六〇）に一六歳で家督を相続した知行二〇〇石の尾張藩士であった。父の後を継いで藩の武術師範を勤めていたが、その学識を見込まれて、天明六年（一七八六）から「御書物御用」を勤め、寛政二年（一七九〇）国方吟味役となった。同年藩命を受けて、初代藩主義直の編著である『神祇宝典』や『類聚日本紀』その他の校合事業に従事し、寛政四年には『張州府志』などの尾張藩の地誌の補訂を命じられている。これらの事業と並行して、真福寺大須文庫の調査を行い、寛政九年にはいわゆる真福寺本『古事記』の校合を正式に命じられ、この古写本が応安四年（一三七二）に僧賢瑜によって書写されたことを発見した。大須文庫の調査では、『和名抄』断簡を発見して出版したことも知られる。享和元年（一八〇一）四月に五八歳で没した。

通邦の律令研究の歩みは、彼の自伝的記録（草稿）である『通邦二十記』や彼が書写した典籍の奥書から、たどることが出来る。すでに先学諸氏によって明らかにされているところも多いが、あらためて時系列にそって確認し、『逸令考』の成立時期について考えてみよう。

『通邦二十記』は、愛知県西尾市岩瀬文庫に一六冊が伝存している^④。内容は、その目録によると、本紀以下の二〇項目で構成される予定であったと考えられ、その他に別記も構想されていたと思われる。思われる、というのは、おそらくこれは完成することなく、稿本で終わってしまったらしいのである。一六冊のうちの一冊「景跡録」は、通邦の学習記録ともいべきものであるが、その明和七年（一七七〇）六月条に、「通邦二十記草半成」とある。通邦二七歳のときに構想したことであり、その後も記事は続くが、だんだん内容も文字も粗略になってゆき、安永六年（一七七七）頃までは記述があるものの、それ以降は途絶えている。「景跡録」以外の部分も、途中から白紙となっているものが多く、そのまま頓挫してしまったのであろう。

さて「景跡録」には、宝暦元年（一七五一）八歳で父に射（貞宗流）を学び、同二年に武者用の書道を学ぶことに始まる通邦の文武にわたる学びの記録が略記されている^④。専門となる兵法（圓明流）・居合（夢想流）・長刀（極心流）・半槍（神捕流）などの武芸の他、小笠原流の礼法、天文・曆数、医学・本草学をも学んでいる。そして明和元年（一七六四）二二歳のとき、七月二四日に神村源助胤相（神村正鄰）に和学を学んだことがみえ、同三年二月白川流神学を神村正鄰に学び、「信」此道「最深、從」此后見「神村氏」猶「親」とみえ、以来、神村正鄰を親とも慕って、その学問に傾倒していった。

同一年一〇月一六日には河村七郎秀興（秀穎）の「令義解会」に参加するが「此事依「神村氏之令」学也」とあって、これも神村正鄰の勧めによるものであった。翌年は「秋已後、学」令自為「業、河村氏称「善、神村氏及朝倉景員共皆称「善」とあるように、令研究に没頭し、河村秀穎・神村正鄰・朝倉景員らにも奨励されている。さらに翌明和五年（一七六八）、

此年学已成、志惟在「律令及六国史及軍器考」^一、故昼夜読「書不」止、神村氏は吾学所「成之師、尊無」加焉者、神村氏亦称、吾学所「伝者惟邦耳也者、再三而不」已矣

とあって、自らの学問が、律令・六国史と軍器考（新井白石の『本朝軍器考』の続編を構想）にあること、昼夜問わ

ず勉学に励んだこと、神村正鄰を師とし、神村正鄰からも学問の継承者と看做されていたことが記されている。またこの年には、「成功」という頭書の記事があり、

此年秋、江都住羽倉藤藏御風、移^ニ於河村氏^一、称^ニ通邦是令律忠臣^一之由

とみえる。羽倉藤藏御風というのは、荷田在満の子荷田御風のことである。荷田在満は国学の祖と称される荷田春満の養子である。春満にも『令問答』の著作があるが、在満はとくに律令研究に打ち込み、『関市令義解校本』『衛禁律校本』『令三弁』の著作をなし、父から受け継いだ『令義解』『令集解』の校訂にも力を注いでいた。在満が寛延四年（一七五一）に没した後、その学問を継いだのが息子の御風であり、荷田家は江戸で著名な律令研究家であった。

実はこれまであまり検討されていないが、尾張律令学の集大成と評される『講令備考』には、江戸の荷田在満・御風の意見が随所に盛り込まれているのである。江戸の荷田家の律令学と尾張の河村家の律令学とは緊密な関係をもっていたことが推定されるのであり、律令研究における江戸と尾張のネットワークは、もっと注目されてよいと思う。荷田在満自筆の『関市令義解』が河村文庫にある（名古屋市鶴舞図書館所蔵）ことも、両者の交流を裏付ける。

「景跡録」の中で、他に「成功」とされているのは、明和六年に通邦が熱田八剣宮の簞を模し、これを江戸に住む藩主の子に献上したところ、お褒めに預かった、という記事である。先の律令に関する「成功」は、通邦の『講令備考』あるいは『令義解』校訂に関わる研究成果を、河村氏が、いわば共同研究者ともいべき江戸の荷田御風に伝えて、評価を得た、ということなのであろう。荷田家の律令学の声望は、全国の国学者の間に高く、そこで「令律の忠臣」という評価を受けたことは、当時二五歳の通邦の律令研究にとって大きな励みとなったに違いない。

「景跡録」には、律令研究に関わる記述としては、明和七年（二七七〇）三月・四月に『令集解』を京師本で校訂したこと、同一〇月に神村正鄰の『関市令考』の勉強会を行ったこと、十一月から唐律会を始めたことが見え、明和九年には「為^レ令修^ニ一定本^一、心侵^ニ集解^一」とあり、また安永二年（一七七三）二月から河村氏邸で、令校正会を催し、令義解・令集解を読み、安永四年まで令の校正を行っていた。安永二年から四年にかけては、『通邦二十記』の別記

「起居注」が残されており、「河村氏令会」は夜中までかかったこともあることが記されている。この時期には他に多くの和漢古典の研究も行っているが、終始、令研究に打ち込んでいたことが知られる⁽¹²⁾。

一方、藤直幹氏によれば、通邦の自筆書写校合に係る『令集解』は、その奥書から、明和四年（一七六七）・五年に、河村秀興（秀穎）や朝倉景員・神村正鄰の蔵書を写したものであり、明和六年・七年に京師本などと校合している⁽¹³⁾。これは先の『通邦二十記』景跡録の記述とも一致する。さらに安永二年・四年・七年（一七七八）と、一〇年をかけて校合を続けていたことが知られる。そして高塩博氏によれば、通邦は神村正鄰所蔵の『政事要略』を明和八年（一七七二）に書写していたことが、国立公文書館所蔵の『政事要略』奥書から知られる⁽¹⁴⁾。「景跡録」には、明和六年「此年見^三政事要略・名例律（和／唐）・源氏物語・史記^二」とあるから、医疾令・倉庫令の逸文を多く含む『令集解』や『政事要略』に通邦が親しく接したのは明和六年であり、『逸令考』の成立は、明和六年以降とみてよいであろう。

『通邦二十記』「景跡録」には、自身の著作に関わる記述は全くなく、かつこの記録は安永年間で途絶えているので、『逸令考』の成立時期を確定することは困難である。しかしながら通邦の律令に関する単著として、『逸令考』の他に『神祇令和解』が知られ、『神祇令和解』には、「寛政八年丙辰十二月 稲葉通邦草」という奥書がある⁽¹⁵⁾。寛政八年（一七九六）ということは、通邦晩年五二歳のときの著作である。この『神祇令和解』の本文には、

医疾、倉庫ノ二篇ニ、政事要略過半存、コレハ今ハホボ全シトヤイハン

とあるが、自著『逸令考』の存在にはふれていない。

先にも触れたように、寛政年間には、もっぱら藩命による『類聚日本紀』『張州府志』などの校合・補訂事業に専念し、大須文庫などの古典籍調査に精力を傾けていたようである。ゆえに『逸令考』の成立は『神祇令和解』成立の寛政八年以降に求められるのではないか。通邦が律令研究に集中したことが知られるのは、それより二〇年も前の明和から安永年間であり、この頃に草案は成っていた可能性は高い。しかしこの間は、主として『講令備考』の追補や

『令義解』『令集解』の校訂作業に従事していたと推測できるから、『逸令考』稿本の成立は『神祇令和解』を成した後、寛政八年から没する享和元年（一八〇一）までの五年間にしぼることができるのではないかと思う。

三 『逸令考』について——諸本と本文翻刻

稲葉通邦の『逸令考』は、国文学研究資料館のデータベース「日本古典籍総合目録」などによれば、A内閣文庫（国立公文書館）に二部、B静嘉堂文庫に三部、C宮内庁書陵部・D京都大学（文学研究科図書館）・E東北大学狩野文庫・F茨城大学菅文庫・G大阪府（中之島図書館）・H乾乾齋文庫（杏雨書屋）・I無窮会神習文庫・J神宮文庫・K春海文庫（天理図書館）に各一部所蔵され、他にL彰考館文庫にあったことが目録から知られる。これらのうち、書写奥書が知られる最も古いものは、L春海文庫本で、文化四年（一八〇七）一月に村田春海が書写している⁽⁴⁾。他に書写奥書をもつのは、これまで調べた範囲では、A内閣文庫（国立公文書館）本、D京都大学文学研究科図書館本、F茨城大学菅文庫本の三冊である。

A内閣文庫本は二部あることになっているが、うち一冊は内題に「逸令考」とあるものの、外題は「逸令」であり、通邦の『逸令考』とは異なる。大判事勢多章武による『逸令』である。もう一冊（古〇四二―〇七五三）は、通邦の『逸令考』で、奥書は以下の通りである。

以^二頼易朝臣本^一、手自書写、以^二令集解・類聚三代格・政事要略・本朝律・唐律・唐六典等^一、校合了

于時天保六年（一八三五）孟夏初九 権中納言隆生

以^二四条家本^一令^レ写^レ之^了

天保七年五月 光棣

四条隆生による朱筆の校訂が施された写本を、天保七年（一八三六）に広橋家で書写したものである。

D京都大学本（国史さ五―一）は嘉永五年（一八五二）に「水戸編集所本」を菅原夏蔭が書写したもので、焼失し

たし彰考館本を写したものとされる。丁寧な書写された写本で、字配りも忠実と思われ、朱で校訂し、かつ条文番号を独自に附している。また『逸令考』後に石山寺で発見され、天保九年（一八三八）に版行された『延暦交替式』による倉庫令逸文を朱で書き入れている。

F 菅文庫本（茨城大学菅文庫九―二―一一）は文政一二年（一八二九）菅政友による書写である。

なおC宮内庁書陵部本（一七七一―一〇二）は、小倉慈司氏のご教示によれば、荷田在満の『令三弁』と荷田春満の『令問答』との合綴で、江藤文庫（幕末・明治の国学者江藤正澄の蔵書）旧蔵、『逸令考』には奥書はないが、『令三弁』の本奥書に「文政十一己丑（一八二八）三月廿二日以二藤恒内本一写之、藤原千廣」とあるとのことである。『逸令考』『令三弁』『令問答』は同じ紙に書写されており、おそらくは同筆だろうとのことである。一九世紀半ば以降の書写であろう。

またJ神宮文庫本（和七―二一六一）は、奥書はないが、丁寧な写本で、朱による文字の校正が一部にある。表紙に「寛居」印（江戸後期の国学者足代弘訓の蔵書印）があり、一九世紀半ばころの書写と思われる。後に御巫清直が所蔵し、一九四六年に御巫家から神宮文庫に寄贈されたものである。

さて、今回私が実見したのは、A内閣文庫本、D京都大学本、G大阪府本、J神宮文庫本であり、E東北大学狩野文庫本（六一―一八三六五―一）については、マイクロフィルムの焼付け写真を入手した。書き込みがなく、忠実な写本と思われる東北大学狩野文庫本、神宮文庫本、及び京都大学本によって、『逸令考』を以下に翻刻する。全ての写本を調査したわけではないので、はなはだ不十分なものはあるが、ご容赦願いたい。なお倉庫令部分に関しては、いずれも訓点が附されているが（医疾令部分には訓点はない）、煩瑣になるため省略し、京都大学本の校訂や条文番号、『延暦交替式』による倉庫令逸文の追補などは略した。

【本文翻刻】

(1才)

逸令考

倉庫令第廿三

尾張^臣稻葉通邦撰

凡式拾式條^{○官位令集解}

*凡^{貴嶺}倉皆於高慘処置之側開池渠^{謂或池或渠可}

停火(当作水)以防火炎者也去倉五十丈内不得置館舍^{○政}

事要略五十四

凡受^{職員令集解}地租^{謂段租稻二束二把町租稻二十二束是也}皆令

(1ウ)

乾淨以次收勝同時者先遠京国官司^{謂次官以}

下分^{当檢}明者也共輸人執籌对受^{謂算筭也}在京倉者

共主税檢校^{謂長官吏押檢次官以下}国郡則長官監檢

所收納者也○政事要略五十三又職員令集解主税條京職條並引用在京云云ノ九字

注

凡^私出給者每出一倉^{謂每出一倉必令尺詔甲乙兩倉通有欠}

乘亦不聽相通折乘者附帳欠者随事徵罰藏亦准

此○政事要略五十九又五十四引用此條出上有倉字無藏亦准此ノ四字

(2才)

凡^私大藏准一季^應須物数量出^{羽集解無字}

貯随用出給其内藏者耳^{集解作即}納一年須物

每月別貯出用並乘者附帳欠者随時徵罰

○政事要略五十九又職員令集解内藏條

凡^私倉藏給用皆承太政官符其供奉所須^謂

藏年料供御之物即不開(当作開)諸司出納本司依宣供奉也及要速須給

謂事有急速不令(当作合)出勅旨(本條無旨字)者中務先移諸司是也并諸国依式

合給用^{謂化外人歸化者所在国郡給衣糧具狀申奏是也}先用後申

(2ウ)

其器物之属^{謂鋪設雜器之類}以新易故者若新物

到故物並送還所司年給終^{疑給字符}兩司各以

新故物計会非理欠損者徵所由人^{○政事要略五}

九十

凡倉藏貯積雜物出給者先遠年其有不任

久貯及故弊者申太政官斟量^{○承和十三年}处分

十一月十六日格

凡貯積者稻穀粟支九年^{○大同三年八月三日格}

(3才)

凡^私置公文庫鎖鑰者長官自掌若無長官者

次官掌之○政事要略六十八又職員令集解少納言條後宮職員令集解聞

司條引用

凡私補在京倉藏並令彈正巡察在外倉庫巡察

使私補出日即令按行○職員令集解彈正台條

凡私補調庸等物應送京者皆依見送物數色目

各造簿一通○職員令中務省條義解

国明注載進物物色數附綱丁等各各送所司

(3ウ)

各送所此号門文須任門文全進納○寬平八五月一日

格

凡私補倉藏及文案孔目專当官人交代之日並

相分付然後放還○天平宝字二年九月丁丑紀

凡私補倉藏受納於後出給若有欠者均徵給納

之人已經分付徵後人○政事要略五十四

凡欠負倉應徵者若分付欠損之徒未離任

者納本倉已去任者聽於後任及本貫便納

(4才)

○弘仁十年四月十五日格

凡欠失官物勾獲合徵者並依本物徵填○政事要略五十九又法曹至要

其物不可備及郷土抄引用勾上有並字

無者聽准備直徵送○法曹至要抄即身死及配流

者並免徵○政事要略五十九又法曹至要抄引用其物云云十九字政事要

略不載或是本注也

凡私補隱截貸用不限在任去任納京○職員令集解贓贖

司割取交易物直者同隱截罪剩徵田租過

(4ウ)

取地子等罪准非法賊斂入官坐賊論入私

者准犯法可論之○政事要略五十九引交替式

(5才)

医疾令第廿四

凡式拾漆條○官位令集解

凡私補医博士取医人謂十醫師也下條患者錄

法術優長者故下條云經雖不第量堪療疾（拋本條及下條当作病）者聽補醫師也内法術

優謂法者所學之經也術者所療之驗也（拋義解優下脫長字）者為之按摩呪

禁博士亦准此謂此條及次條不言針博士并生者案文可知不下疑拳字若不当作略○

政事要略五十九

凡職員令集解医生按摩生呪禁生藥園生先取藥

(5ウ)

部及世習 謂藥部者姓稱藥師者即蜂田藥師
相承為名 奈良藥師類也世習者三世習醫業

次取庶人年十三以上十六以下

謂非唯庶人藥部案習(案疑世之誤)亦同此
法案學令五位以上子孫及東西史部子皆限年

十三以上十六以下取為學生若藥部世習
是五位以上子孫者皆先充四色生即至廿

一依申送其文云取庶人若
八位以上子情願者亦聽取聰令者為之○
政

事要略九十五又職員令集
解典藥條國博士條引用

凡補私 醫針生各分經受業醫生習甲乙脈經本

草兼習小品集驗等方 謂甲乙經十二卷脈經
二卷新修本草廿

(6才)

卷小品十二卷 針生習素問黃帝針經明堂
集驗十二卷也

脈決兼習流注偃側等圖亦烏 擲六典亦
當作赤神針

等經 謂素問三卷黃帝針經三卷明堂三卷
脈決二卷流注經一卷偃側圖一卷亦

烏(亦當作赤)神針經一卷文云亦烏(亦當作赤)神
針等經即知亦有余經故更稱等經業(疑案之誤)下條

兼習之業試各三條是兼習之業不可有三
經即雖有余經止試二條不可惣試○政事
要略九十五又考課
令集解題下引用

凡補私 醫針生初入学者先讀本草脈決明堂讀

本草者即令識藥形藥性讀明堂者即令驗

(6ウ)

圖識其孔穴讀脈決者令通相診候 謂有針
生甲

乙二人令甲診乙令乙使知四時浮沈洪滑
診甲是為通相診候也

之狀 謂洪者難也滑者科也夏脈浮
冬脈沈冷洪溫脈滑之類是也

次讀素問黃帝針經甲乙脈經皆使精熟 謂
讀經文無所滯礙者(填當以依字)學
令學生先讀經文通熟然後講義即其義也其兼

習之業各令通利 員令集解內藥司條引用

凡補私 醫生既讀諸經乃分業教習 謂先讀文通
業也率冊謂依職員令醫生冊人即為廿
分廿四人學治療六人學創腫六人學少

小四人學耳目口齒也 以十二人學治療 謂創
率冊集解冊作廿足也 腫耳

(7才)

目等各別有生即除此外身體
諸病皆悉主治故惣云治療也 三人學創腫

謂創與瘡 三人學少小 謂六歲以上為小十八以
上為少也(上疑下字
字相通也)

誤言瘡治多少固異
成人故別云少小二人學耳目口齒各專

其業 員令集解典藥寮條引用

凡補私 醫針生各從所習鈔古方誦之 謂鈔者不
全取也古

方者上條所言之外往古藥方律云今古藥
方是也言古來方經卷軸盈溢皆令其誦上

(當作之)或有所不堪故抄
取其尤要者各從所業誦之 其上手醫有療疾

(7ウ)

之処令其隨從習和合針灸之法 政事要
略九十五

凡職員令 醫針生博士一月一試 謂略按摩呪
集解 禁生者案文

須知 典藥頭助一季一試宮內卿輔年終惣
也

試其考試法式一准大学生例謂考試猶云試也即季及

旬試并斟重（当作量）決罰等類皆准大学生例其有類三者准（当作亦）准学生解退也若

業術灼然過於見任官者即聽補替謂此未及業成

年限而至年終試知業術過見任者退旧人以補（填当以條字）經雖不第量堪

然者雖未出身猶亦得用其在学九年無成

(8才)

者退從本色○政事要略九十五又職員令集解典藥寮條引用之其考試

法云々十一字為分注

凡私補学体療者限七年成学少小及創腫者各

五年成学耳目口齒者四年成針生七年成

謂此皆習業及講義之年限其誦文之二年皆在講義之外故上條云在学九年无成者

退從本色此為七年成業者准举一色即其

余創腫及耳目等在学六七年无成者亦須進退

業成之日令典藥寮業術優長者就宮

(8ウ)

内省对丞以上精加校練謂此不必判官以上皆悉相待然後

校試若有輔以上一人及判官一人者亦得对試也依学令欲出仕者試問大義十條得

八以上举送即於具述行業謂方正清修為此條亦准学生也行事学療治為

業 申送太政官○政事要略九十五

凡私補有私自学習解医療者投名典藥謂有人自学習欲以出身者即送辭牒向試驗堪者聽准医典藥寮親自請試之類也

針生例考試謂依上條典藥試驗申官内省省更校練申太政官是為准

医針生例○政事要略九十五

凡私補医針生初入学皆行束脩礼一准大学生

(9才)

其按摩呪禁生減半○政事要略九十五

凡私補教習本草素問黄帝針經甲乙博士皆按

文講說謂案文猶云依文其略余經者准量須知如講五經之法

略九十五

凡私補医針師典藥量其所能有病之処遣為救

療謂此扱五位以上不及六位以下也每年宮内省試驗其議

解○元脱解字以職員令集解補填優劣謂唯議其優劣不必試經也差

病多少以定考第謂於典藥所定考第宮内更押校非是宮内越定其

(9ウ)

考第○政事要略九十五又職員令集解典藥條

凡私補医針生業成送官者式部覆試謂宮内申官々々下式

部此宮内先已校練故云覆試也各十二條医生試甲乙四

條本草脈經各三條針生試素問四條黄帝

針經明堂脈決各二條其兼習之業医針各

二條問答法式並准大学生謂考課令拳經文及注為

問其答者皆須弁明義理然後為通是其雖兼習之業不全通而於余經通八者亦為得

第不可准論語孝經以為不第也 医生全通從八位下叙通

(10才)

八以上大初位上叙其針生降医生一等考課

令集解用謂此拋未及業降作減不第者退還本学成年限者故

云還退本学也 經雖不第而明於諸方量堪療病者

仍聽補醫師謂雖不及通八之科而知療合藥之術故聽補典藥師等

亦不得仍補侍医政事要略九十五

凡私補按摩生学按摩傷折方及刺縛之法謂按摩者

令他人牽拳揚批或摩使筋骨調暢邪氣散油也傷折者折跌也刺縛者以針刺決折傷

之瘀血是為刺也隨傷之重善繫縛按摩導哉疑引之字令其氣復是為縛也 呪禁生

(10ウ)

学呪禁解忤持禁之法謂持禁者持机刀詭呪文作法禁氣為猛

獸虎狼毒虫精魅賊盜五兵不被侵害又以呪禁固身体不傷湯火刀刃故曰持禁也解

忤者以呪禁法解衆邪驚故曰解忤也 皆限三年成其業成之

日並申送太政官謂考試法式・等第高下並待式処分○政事要略

九十

凡私補医針生按摩呪禁生專令習業不得雜使

謂旬假及田假授衣假等並准大学生

凡私補医取官戸婢年十五以上廿五以下性

(11才)

識慧了者卅人別所安置謂内藥司側造別院安置也 教

以安胎産難及創腫傷折針灸之法皆案文

口授謂女医不誦方經唯習手治故博士於其所習業方經以口授也案唐令博士

教之今於此令雖文不言而博士教授但按摩針灸等其業各異須当色博士各教授即

試昇令当色試 每月医博士試年終内藥司試限七年成政事要略九十五

凡国医生業術優長情願入仕者本国具述芸

能申送太政官職員令集解撰津職條

(11ウ)

(11ウ)

凡国醫師教授医方及生徒課業年限並准典

藥寮教習法其余雜治行用有効者亦兼習

之職員令集解国博士條

凡国医生每月醫師試年終国司対試並明定

優劣試有不通者随状科罰若不率師教數

有 犯反課業不充終無長進者随事解黜

即立替人反当作及職員令集解国博士條

凡藥園令師檢校仍取園生教誦本草弁識諸

(12才)

藥并採種之法随近山沢有藥草之處採握

種之所須人功並役藥戸職員令集解典藥寮條

凡私補藥品強典藥年別支料依藥所出申太政

官散下令隨時收採○賦役令集解雜役條古記引用謹按集解中

古記者大宝古今私記也故往往有養老令不同亦按強字疑然政事要略五十九引此集解亦作強

凡私補諸國輸藥処置採藥師隨時採取○賦役令集解

貢獻條穴記又雜徭條古記引用少諸字藥下多之字今姑從穴記其人功取

(12ウ)

当処随近下配支○賦役令集解雜徭條古記又政事要略五十九引

用雜徭條古記亦同

凡私補合和御藥中務少輔以上一人共内藥正

等監視○職制律御藥和合條疏唐六典有藥成医佐以上

先嘗然後封印写本方方後具注年月日監藥者署名俱奏字又職制律云合藥誤不如本方及封題誤者医徒三年疏云不如本方謂分量多少不如方法之類合成仍題封其上注藥遲駛冷熱之類并写本方俱進云云律既有此文有封題令文可知矣然按唐職制律疏議監視之下有藥成医以上先嘗之字皇朝律疏無此七字皇朝令或省先嘗

(13才)

之文耶未得左券餌藥之日侍医先嘗次内藥正嘗

次中務卿嘗然後進御其中宮及東宮准此

○東宮職員令集解主書署條

凡職員令五位以上病患者並奏聞遣医為療

仍量病給藥謂疾病之家申牒宮内省事少即省直処分事重者申太政官

官奏聞給故公式令云奏給医藥即畿内亦准在京致仕者亦准此○政事要略九十五又職員令集解典藥條引用

凡私補典藥寮每歲量合傷寒時氣瘧利傷中金

(13ウ)

創諸雜藥以擬療治謂合者和合雜藥也傷寒者冬傷於寒即病者

也時氣者時行之病春時應暖而反寒夏時應熱而反冷秋時應涼而反熱冬時應寒而反温非其時有其氣是以一歲之中病无長少率相似者此則時行之氣一名疫癘言陰陽之氣不知(当作和)致其病譬如役人故曰疫癘也瘧者夏日傷日者秋必病瘧也利者下痢之病也傷中者府藏有病諸國准此○政事要略九五

五十

凡私補医針師等巡患之家所療損与不損患家

録医人姓名謂上條量其所能有病患之家遣為救療是也申宮内

(14才)

省謂省更下典藥寮令附考状抛為黜陟諸國醫師亦准

此○政事要略九十五

* (頭書) 慘篇海先老切音掃楊子方言註熱乾慘○集韻燥俗作慘

おわりに

こうして『逸令考』を翻刻してみると、あらためて稲葉通邦の令研究のレベルの高さが痛感される。もちろん、『逸令考』成立時点においては、倉庫令の有力な復原史料となる『延暦交替式』が発見されていなかったし、『延暦交替式』が狩谷掖斎らによって石山寺で発見、出版されたのは天保九年（一八三八）である。『貞観交替式』も未発見であったから、そうした意味では、今日的には精度を欠いた部分もある。しかしながら、『令集解』『令義解』『政事要略』などの厳密な校訂を自ら行い、『唐六典』『唐律疏議』など唐制の研究も怠りなく続けた通邦の『逸令考』は、これを参考にした塙保己一の『赤本令義解』や国史大系本『令義解』、あるいは思想大系『律令』に優っている点がある。

すでに高塩氏が指摘したことであるが、医疾令に関していえば、『律令』22条について、『逸令考』はこの条文を『令集解』賦役令雜徭条古記と貢賦物条穴記とを引き、大宝令文と養老令文として両者を明確に分別するのに対し、『赤本令義解』・国史大系本『令義解』は古記のみをもって復原して穴記を落とし、『律令』もこれによったため「養老令にも該当条文が存在したかどうかは必ずしも明らかでない」（『律令』頭注）と誤ってしまった。また『律令』23条に関しては、『逸令考』の厳密な考証―唐制の研究に打ち込んだ稲葉通邦の面目躍如たるものがある―を、「赤本令義解」や国史大系本『令義解』が省略し、かつ本来一条であったものを二条に分けてしまったために（おそらく全二七条とするためであろう）、再度一条に合わせるべく考証が加えられることになってしまった¹⁰。さらに『律令』において、国史大系本『令義解』から加えた典拠や冒頭「凡」字も、そのほとんどが『逸令考』にすでに載せられているのである。

倉庫令についても、『延暦交替式』『貞観交替式』による語句の追加や訂正はあるにしても、また瀧川政次郎氏や利光三津夫氏によって、より厳密な校訂がほどこされたということはあるものの¹¹、基本的な一五条の復原は、今日なお

有効である。『律令』が追加した16条は、利光氏が『明文抄』から復原した条文であるが、実は今回発見された北宋天聖令には存在しない。天聖令から復原される唐倉庫令は、全四六条である。養老倉庫令は全二二条であったことが、『令集解』目録から知られており、そのうち一五条を『逸令考』は復原していた。この一五条は、すべて天聖令に含まれ、かつ北宋令によく一致する。つまり、日本の養老倉庫令は、唐倉庫令を一括継受したものと考えられるのである。そうだとすれば、利光氏が復原した『律令』倉庫令16条は、倉庫令文ではない可能性が高い。

北宋天聖令残巻の発見によって、『逸令考』の律令研究レベルの高さがあらためて証明されたことになったといえよう。

註

- (1) 利光三津夫「江戸期における律令学」(『律令制の研究』慶応義塾大学法学研究会、一九八一年)。もとは『法制史研究』一五号に滝川政次郎・小林宏氏と共著した「律令研究史」(滝川政次郎「律令の研究」再刊本〈名著普及会、一九八八年〉に所収)。また利光三津夫「律令条文復旧史の研究」(藺田守良とその律令学)、『律令制とその周辺』慶応義塾大学法学研究会、一九六七年)を参照。
- (2) 高塩博「養老医疾令復原の再検討」(『日本律の基礎的研究』汲古書院、一九八七年、初出は一九八三年)。以下で言及する高塩氏の所説はすべてこれによる。
- (3) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣藏明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究』中華書局、二〇〇六年。天聖令の発見とその意義については、拙稿「日唐令復原・比較研究の新地平——北宋天聖令残巻と日本古代史研究」(『歴史科学』近刊)で概説した。参照されたい。
- (4) 註(3)拙稿。池田温「研究ノート 唐令と日本令(5) 天一閣本「天聖令」残本(卷廿一〜卅) 管見——倉庫令・医疾令を中心として——」(『創価大学人文論集』一九、二〇〇七年)に一部拙説の紹介がある。
- (5) 塙保己一の「赤本令義解」の成立については、水本浩典「塙本『令義解』の成立」(『律令註釈書の系統的研究』塙書房、一九九一年)を参照。なお律令研究会編〈訳註日本律令〉一一『令義解訳註篇 別冊』(東京堂出版、一九九九年)には、「赤本令義解」第八冊の

初刷本と後刷本との影印が載せられている。初刷の刊行は寛政十二年（一八〇〇）であるが、『逸令考』の成果を取り入れた後刷がいつ刷られたのかは不明である。なおこの〈訳註日本律令〉の「赤本令義解」第八冊後刷本についての解説で、「初刷本では既牧令のみであった第八冊を、河村秀穎・秀根・益根が復元し板行した『令義解第八本 倉庫令補、既牧令、医疾令補』（文化七〔二八一〇〕年印行）を参考に増補したと考えられる」とするのは、誤りである。高塩氏註(2)論文を参照のこと。

(6) 石上英一「令義解」（皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』吉川弘文館、二〇〇一年）。

(7) 名古屋博物館（榎英一執筆）『尾張名古屋の古代学』名古屋博物館、一九九五年に詳しい。以下で言及する榎氏の所説はすべてこれによる。他に『名古屋市史』学芸編（名古屋市役所、一九一五年）、『名古屋市史』人物編（川瀬書店、一九三四年）、及び『新修名古屋市史』三・四、（名古屋市、一九九九年）を参照。

(8) 河村秀穎・秀根らの業績については、阿部秋生「書紀集解開題」（『書紀集解 首巻解題』臨川書店、一九六九年）及び同『増訂復刻河村秀根』（『河村秀根』増訂復刻版刊行会、二〇〇二年、初版一九四二年）、杉浦豊治「解説」（名古屋叢書三編『楽寿筆叢・十如是独言』）などを参照。なお河村家の学問については、秀根の子益根（一七五六一八一九）が寛政三年（一七九二）に真清田神社社中に宛てた書簡において、「和学（国学）」でも「漢学」でもなく「紀典学」を提唱している（『書紀集解 付録 河村氏家学拾説』臨川書店、一九六九年、所収「紀典学に関する文書」）。河村家の紀典学とは、①記録（正史・仮字史・雑史・故事・日記・小説・地理書・系図）、②儀注（儀式書）、③政事（律令格式）、④職官（官位・職員令）、⑤輿服（装束）、⑥詞語（歌学・物語）であり、紀典学を志す人は、まず正史である『日本書紀』など六国史と『古事記』『旧事紀』『古語拾遺』『新撰姓氏録』『万葉集』『律』『令』『三代格』『弘仁内裏式』『延暦儀式』『延喜式』に通じた上で、専門に進むべきだと説いている。こうした河村家の研究姿勢が、尾張名古屋の律令研究のレベルを支えていたことは間違いない。

(9) 早く、花見朔巳「稲葉通邦事歴」（『歴史地理』一七一―一九二一年）に指摘がある。なお続々群書類従『講令備考』例言に「（講令備考は）未成の稿本なれど、令の研究には蓋随一の好参考書たり」とするのは、正しい評価であろう。

(10) 稲葉通邦の略伝は、註(9)花見氏の論文、註(2)高塩氏の論文、及び藤直幹「名古屋藩に於ける律令学の考察―稲葉通邦を中心として―」（『武家時代の社会と精神』創元社、一九六七年、初出は一九二八年）、伊能秀明「稲葉通邦『神祇令和解』について」（『日本古代国家法の研究』巖南堂書店、一九八七年）にある。なお前掲註(7)『名古屋市史』人物篇では通邦は「兵学」に立項されており（河村秀穎・秀根や神村正鄰らは「国学」、近代において必ずしも正当な評価を与えられてはいなかった）。

- (11) 旧書名(『岩瀬文庫図書目録』)は「稲葉通邦記」(架蔵番号八七函二三号)。(1)本紀、(2)内親録、(3)外戚録、(4)君臣録、(5)師友名、(6)家人録、(7)符略、(8)公勤録、(9)封戸録、(10)租税録、(11)解牒録、(12)起請録、(13)无妄録、(14)預諾録、(15)景跡録、(16)年譜、(17)房舎録、(18)長幼録、(19)上貢録、(20)雑著の二〇項目で構成される予定であったと考えられ、そのほかに別記として、a誌紳録、b伯家雑事、c起居注、d風俗雑志、e母氏談話、f親戚告辞、g宴会録、h賦財法、i経籍志、j伯氏語苑、k里雑事、l戎器録、m人物論、n家礼、o年表、p鬼注表、q祭薦簿、r述懐、s雜記、t本伝が構想されていたと思われる(①本紀部分の目録による)。このうち、伝存するのは、①③⑤⑫⑭⑮⑲⑳の一五冊(うち⑩租税録は一、二の二冊、⑭預諾録は⑮景跡録に合)の稿本と別記c起居注の安永二年(一七七三)から四年部分一冊のみである。内容は、詳細な系譜(①)や家族・親戚・師友についての略伝(②③⑤⑥)、知行所や年貢の記録(⑨⑩)、文書の控え(⑪⑫)や勤務記録(⑧)などが含まれる。なお名古屋市鶴舞図書館に、名古屋市史編纂係による明治四三年の抄録本がある(市九一〇五「通邦二十記」)。岩瀬文庫の稿本については、最近、塩村耕「こんな本があった! 江戸珍奇本の世界 古典籍の宝庫岩瀬文庫より」(家の光協会、二〇〇七年)で、飼っていた鶏や猫の動向まで記したその内容が、簡略に紹介されている。
- (12) 安永年間には、律令だけでなく、『春秋左氏伝』や、『文選』『国語』『中庸』『周易』『尚書』『史記』『後漢書』などの中国の経書を中心に研鑽を積んでいたようで、朝・午後・夜と三つの研究会を掛け持ちして過ごすこともあった(「起居注」)。
- (13) 註(10)藤氏論文。通邦書写・自筆校正書き入れの『令集解』は三浦周行氏旧蔵本で、現在は龍門文庫所蔵(『龍門文庫善本書目』)。
- (14) 註(2)高塩氏論文。通邦書写・自筆校正書き入れの『政事要略』二五冊は、国立公文書館(内閣文庫)所蔵(架蔵番号一七九一九三)。
- (15) 『神祇令和解』は(神道大系 古典編)九『律・令』(神道大系編纂会、一九八七年)に活字翻刻されている。校注者である小林宏氏による適切な解題が載せられている。
- (16) 田中康二「織錦斎略年譜稿」(『村田春海の研究』汲古書院、二〇〇〇年)による。天理図書館の架蔵番号は春海文庫〇八一・イ三七・八九。
- (17) 福原栄太郎「養老医疾令条文の復旧について」(『ヒストリア』六九、一九七五年)。この福原氏の復原案が『律令』に取り入れられたものである。
- (18) 倉庫令逸文の蒐集は、植木直一郎「交替式と倉庫令」(『国学院雑誌』一三一、一九〇七年)、瀧川政次郎「令の逸文」(『律令の研究』刀江書院、一九六六年復刻版、初版は一九三一年)、利光三津夫「倉庫令の研究」(『律令及び令制の研究』明治書院、一九五九年、初

出は一九五八年）及び「倉庫令逸文考」（註①『律令制とその周辺』所収、初出は一九六五年）。江戸時代以来の倉庫令復原研究史については吉岡眞之「『延暦交替式』二題」（『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四年、初出は一九七八年）を参照。ただし、『逸令考』と河村秀頼・秀根らの『令義解第八本』との違いとして、「『逸令考』では、調庸物応送京条の後段の「国明注載」以下を別の一条として、調庸物応送京条の次に立てている」とあるのは誤りである。『逸令考』では、一条を立てる場合には、必ず「凡」を補う。「国明注載」以下は、改行しているが、「凡」字を冠することなく、一次下げで記載しているのであり、『逸令考』では「国明注載」以下は調庸物応送京条と同一条文であるとみなしていたのである。